

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号

氏名 株式会社浜田

代表取締役 濱田 篤介

複写厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和6年8月26日

許可の有効年月日 令和11年8月25日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）を含まない）、がれき類

（以上12種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 含まない：水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年8月26日 産業廃棄物収集運搬業許可

5. 積替え許可の有無

市名

有・無

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有